

景観形成住民協定概要

No. 7

協定の名称	中島区ユニバーサルデザイン協定
協定に係る地域	木曽町福島中島区 8. 1 ha (※詳細は別図のとおり)
協定者数	231人
認定日	平成16年11月24日
主な協定内容	
<p>■ 目的 住民の相互理解と協力のもとにユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備・改善を図り、憩いと安らぎのある景観形成とまちづくりを推進する</p>	
<p>■ 行為の届出等 協定事項に定めのある行為をしようとする者は、事前にその内容を協定委員会に届け出て合意を得て行うものとする</p>	
<p>■ 建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○形態は、中仙道に調和する伝統的和風建築物を基本とする ○高さは、道路に面する部分は、2階建て以内とする ○外壁は周囲との調和を図るため、木目・こげ茶・漆喰の白などを基本とし、刺激色を避ける ○素材は道路から見通せる部分については、可能な限り木材を多用した外観とする ○屋根は切り妻屋根を基本とし、板葺き・落ち着いた色のトタン・瓦など、周囲との調和を図る ○玄関や窓は刺激色を避ける。また中仙道に面する部分については、窓に木製の格子を設けることが望ましい ○道路からの後退や軒の高さ等、近隣と連携し、街並みの連續性に配慮する 	
<p>■ 工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車車庫・柵・塀などの工作物は、木材を活用したり、木目・こげ茶など、刺激色を避け周囲に調和した違和感のないものとする ○法面や大規模な基礎などの土地の形質変更については、自然石を用いたり、緑化を施すなど工夫し、剥き出しのコンクリートを避ける ○広告物の設置は、協定区域内の土地並びに建築物・工作物の所有者及び使用者の自己用の利便並びに公共の用途に限る ○広告物の高さは、地盤面から3m以下とする ○広告物の最大面積は3m²とする ○広告物の意匠等は、伝統的な木製看板が望ましいが、木目・こげ茶・黒・白・木曽グリーン（深緑）など、刺激色を避け周囲に調和した違和感のないものとする 	
<p>■ 環境整備・緑化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中世、木曽氏の屋敷に引くために設けられたと伝えられる上ノ段用水や井戸については、協力して保全・修復・活用に努める 	

- 沿道・空き地のごみの散乱に配慮し清掃に努める
 - 建築物と沿道との空間などには、区域内の景観に相応しい樹木・花等（木曽五木や自生する広葉樹・町花福寿草など）の植栽及び整形・管理を行い、緑化に努める
 - 沿道や空き地に木製のベンチ等による休憩所を設け、安らぎや潤いを感じられる憩いの場所づくりに努める
 - 駐車場などの空き地は、街並みの連続性と駐車車両が見えないなど景観に配慮し、沿道との境界に木製の柵や樹木等の植栽を設けるなど周囲に調和したものとすることが望ましい
- その他
- 自動販売機等の設置については、できるだけ自粛するものとし、やむを得ず設置する場合も、自己営業用に限るものとし、刺激色を避け景観に配慮すると共に、空き缶等の散乱防止に努める
 - 協定にそって整備された建築物等は、整備内容が保持されるよう維持管理に努める
 - 敷地内の植樹植栽等についても、良好な状態が保たれるよう適正な管理に努める

周辺写真

